

令和3年8月19日

問 合 せ 先	健康福祉局障害福祉部障害福祉課
	TEL 504-2147

特別児童扶養手当、障害児福祉手当、特別障害者手当 及び経過的福祉手当の支給に係る所得制限の適用除外

1 支援策の内容

災害により住宅等財産に損害を受けた場合、所得制限の適用を除外

2 対象者（要件等）

災害により住宅、家財、その他の財産につき被害金額がその価格の2分の1以上の損害を受けられた方

3 手続の方法

お住まいの区福祉課に申請書を提出してください。

【申請に必要なもの】り災証明書

※対象者によっては、別途、書類の提出が必要になる場合があります。

- 中区福祉課障害福祉係 (TEL) 504-2588 (FAX) 504-2175
- 東区福祉課障害福祉係 (TEL) 568-7734 (FAX) 568-7781
- 南区福祉課障害福祉係 (TEL) 250-4132 (FAX) 254-9184
- 西区福祉課障害福祉係 (TEL) 294-6346 (FAX) 294-6311
- 安佐南区福祉課障害福祉係 (TEL) 831-4946 (FAX) 879-8565
- 安佐北区福祉課障害福祉係 (TEL) 819-0608 (FAX) 819-0602
- 安芸区福祉課障害福祉係 (TEL) 821-2816 (FAX) 821-2832
- 佐伯区福祉課障害福祉係 (TEL) 943-9769 (FAX) 923-1611

4 その他

災害により損害を受けた年の所得が、当該年度の支給制限基準額を超えた場合は、支給した手当を返還していただくことになります。

対象となる期間は、災害を受けた月から翌年の7月分まで。